令和5年度住民税非課税世帯等に対する
「物価高騰対応重点支援給付金」のご案内

エネルギー・食料品などの物価高騰の影響により、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和5年度住民税均等割が非課税となった世帯）の生活を守るため、**1世帯当たり7万円**の現金給付を行います。
※誤った申告により給付金を受けた場合は、返還の義務があります。
※本給付金は、差し押さえおよび課税の対象にはなりません。

▶対象（フローチャートをご確認ください。）
令和5年12月1日時点で吉岡町に住所を有し、世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯
※手続きは世帯主が行ってください。また、振込口座の指定は原則、世帯主の口座に限ります。

支給要件確認フローチャート

次の3つのうち、1つでも当てはまるものがありますか
・同一世帯のなかに、令和5年度の住民税均等割が課税されている人がいる ※令和4年1月～12月の所得により計算されます。
・世帯全員が、親族（住民税課税者）の税法上の扶養になっている
・同一世帯のなかに、令和5年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった人がいる

いいえ（対象になる可能性があります）

はい
対象になりません

令和5年度住民税非課税世帯を対象にした
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）」を受給していますか

はい
【申請方法①「支給のお知らせ」の対象世帯】
1月上旬に「支給のお知らせ」を発送します。
振込口座などを確認し、変更がなければ手続きは不要です。

いいえ

同一世帯のなかに、令和5年1月2日以降に転入された**未申告の人**がいますか

はい
【申請方法③「申請書」の対象世帯】
税情報の確認を行うための申請が必要です。
申請書の様式、添付書類などはホームページに掲載予定です。
※受付開始時期は未定です。

いいえ
【申請方法②「支給要件確認書」の対象世帯】
町から「支給要件確認書」を発送しますので、必要事項を記入して返送してください。
※発送時期は未定です。

▶申請方法

①「支給のお知らせ」

対象世帯には1月上旬に「支給のお知らせ」を送付します。通知が届いたら振込口座などを確認してください。変更がなければ手続きは必要ありません。振込口座を変更する場合はお問い合わせください。

○対象世帯：
令和5年度住民税非課税世帯等に対する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）」を吉岡町で受給した世帯のうち、令和5年6月2日以降に世帯員の増減のなかった世帯

②「支給要件確認書」

支給要件を満たす世帯主の人に「支給要件確認書」を送付します。
※送付時期は未定です。

○対象世帯：
・令和5年度住民税非課税世帯等に対する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）」を吉岡町で受給した世帯のうち、令和5年6月2日以降に世帯員の増減のあった世帯
・令和5年度住民税非課税世帯等に対する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）」を吉岡町で受給していない世帯
・令和5年1月2日以降に吉岡町に住民登録された世帯員がいるが、町が令和5年度の課税状況を確認できた世帯

③申請書

申請書の対象となる世帯の人は、町が令和5年度の課税状況を確認できないため、令和5年度住民税が非課税であることを申請する必要があります。
※受付開始時期は未定です。

○対象世帯：
令和5年1月2日以降に吉岡町に住民登録された未申告の世帯員がいて、町が令和5年度の課税状況を確認できない世帯

問い合わせ先	介護福祉課 福祉室　☎26-2246（直通）